

水質試験と簡易専用水道検査

水質試験

動 向

水道法の一部改正により、水質基準項目は亜硝酸態窒素が加わり、50項目から51項目となった。また、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの運用が平成25年10月より開始された。その妥当性評価書には真度、精度（RSD）、定量下限などの性能評価が各検査項目ごとに必要となり、これが検査機関の力量を示す、いわゆる「お品書」となる。

また外部精度管理関係では、今年度の厚労省の精度管理の対象項目は1、4ジオキサンとマンガン、給衛協は陰イオン界面活性剤と蒸発残留物、神奈川県はフェノール類とセレンであり、当協会はいずれも良好な成績だった。

結 果

平成26年度の実施総数は1,333件、このうち一般試験は993件（74%）、15項目以上の精密試験は218件（17%）、その他は122件（9%）。

用途別の実施件数では、専用水道水（自家用水道又は水道事業以外に該当する）の検査数が469件（35%）と最も多く、簡易専用水道水が364件（27%）で、全体の6割を占めた。受託数は昨年度の86%に留まり、専用水道を管理する管理会社等の欠落や簡易専用水道水の直結給水化の進展が受託数に影響している。

飲用目的の検査結果のうち不適合件数は98件（8%）となり、不適合率は例年とほぼ同様である。このうち、井戸水の不適合件数は33件（34%）と最も多く、船舶水の18件（18%）、簡易専用水道の9件（9%）と続いている。

検査項目では、上水延べ15,623件のうち、水質基準に適合しなかった主な項目は、色度、濁度及び臭気が21件（0.13%）、一般細菌・大腸菌が18件（0.12%）、金属類が7件（0.04%）。これらの不適合項目は使用頻度の少ない井戸水や簡易専用水道などで発生している。

プール水の検査は今年度306件を実施した。検査結果では、残留塩素が基準（0.4mg/l）に達しない施設が37%にのぼり、一般細菌や大腸菌の発生が懸念されるため、プール水の消毒設備の管理が重要である。

簡易専用水道検査等

動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の指定検査機関から登録検査機関へと移行後、11年が経過した。この間、神奈川県を検査区域とする検査機関は7機関から23機関と増大し、複数の検査機関に委託していた検査は価格の安い検査機関に集約するなど、精度よりも価格勝負がますます顕著になっている。また、揚水ポンプの能力向上に伴い給水設備の直結化が進み、受水槽を廃止する施設も増加している。

さらに平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、検査手数料も改定された。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は1,838件で、前年度より59件減少し、実施率は96.9%であった。このうち、横浜市内では1,692件で、前年度より81件減少している。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、低価格の検査機関への移行などである。また、横浜市を除いた川崎市や神奈川県内の実施数は、前年と比較すると横ばいであった。

検査結果は、1,838件のうち、良好施設1,713件（93.2%）、不適合施設125件であり、このうち23件は衛生上問題のある行政指導の必要な施設である。

不適合内容の内訳は、受水槽の本体の状態、水槽周囲の状態、水槽内部の状態、マンホールの状態が多く、項目別では地下式受水槽施設で槽内全体の確認ができない施設、水槽室底部にたまり水が見られた施設などが多く見られた。報告助言項目では、水槽の老朽化により隙間が発生し、雨水等が浸入する恐れがある施設、マンホールの密閉性が不十分のため槽内に小動物等の死骸が見られた施設などである。

一方、小規模受水槽水道検査は182件で前年度より8件の減少であった。不適項目については、簡易専用水道検査とほぼ同様な傾向であった。

関係の集計表は134頁に掲載